幸全办報

2017.3.15 3月号 Val 48 (通巻693号)

発行所 一般財団法人 年金住宅福祉協会 〒105-0003 東京都港区西新橋 1-10-2 TEL. 03-3501-4791 FAX. 03-3502-0086 http://kurassist.jp

E-mail:info@kurassist.jp

Lectures about The Pension 実務担当者のための 年金講座 第22回

- ■受給資格期間の短縮で、年金の繰下げによる 増額率は2通りに!
- ■遺族厚生年金の受給者に、老齢厚生年金の 受給権が発生した場合、老厚優先支給か、選択か?



筆者プロフィール長沼明 (ながぬま あきら)

浦和大学総合福祉学部客員教授。志木市議・埼玉県議を務めたのち、 2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会 委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員を歴任する。社会保険

労務士の資格も有する。2007年4月から1年間、明治大学経営学部特別招聘教授に就任。 2014年4月より、現職。主な著書に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる?』 (2015年、年友企画)、『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』 (2015年、日本法令)

今月は、先月号でお話ししたとおり、受給資格期間の短縮で、こういう事例はどうなるのだろうか、ということ について、事例を踏まえながら、考えていきます。

■ I 受給資格期間の短縮で、繰下げの増額率は2通りに!

- ~77歳で受給権が発生、繰下げはできるのか~

(1)70歳を過ぎても繰下げはできるのか?

受給資格期間の短縮で、70歳を過ぎて年金の受給権が発生する人がいます。

事例でみてみましょう(【図表1】参照)。Aさん、77歳です。

加入歴はスライドの通りであり、受給資格期間の短縮で、はじめて老齢基礎年金の受給権が発生します。

○【図表1】

事例A

70 歳を過ぎても、繰下げはできるのか? 繰下げの増額率は、1 月につき 0.7%?

■昭和15年4月2日生まれ男性(Aさん)。

自営業。独身。平成29年8月1日現在、77歳。

35歳から47歳まで、12年間だけ国民年金を納付する。あとは滞納、納めなかった。

■平成29年8月1日に、受給資格期間の短縮により、老齢基礎年金の受給権が発生。いままで、年金を受給せずに生活してきたので、現在もそれなりに生活ができている。それならば、少しでも多くの年金額にしようと考え、繰下げ受給ができるのか、金融機関の年金相談で尋ねる。納付歴等は、以下のとおり。



このAさんの場合、老齢基礎年金を繰下げて受給することが可能なのでしょうか?

まずは、A さんが原則通りに、老齢基礎年金を受給した場合の年金額を算定してみましょう(平成29年度価格)(【図表2】参照)。

○【図表2】

(昭和15年4月2日生まれなので、国民年金の加入可能月数は468月となる)

老齢基礎年金の繰下げができるのは、65歳からで、最長で5年間、60か月の繰下げが限度、だから70歳までしか繰下げができない、と思っていませんでしょうか?。 そう考えると、繰下げはできないということになりますが……。 実際は、どうなのでしょうか?

(2)77歳でも繰下げはできる!

さて、老齢基礎年金の繰下げについては、国民年金法第28条に規定されています。また、65歳以後に老齢基礎年金の受給権を取得した場合には、国民年金法の昭和60年改正法附則第18条第5項が適用され、わかりやすく図解すると、【図表3】のように読み替えるように規定されています。

●【図表3】

- 「65歳に達した」 ⇒ 「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」
- 「66歳に達した」 ⇒ 「1年を経過した」
- 「66歳に達する」 ⇒ 「その受給権を取得した日から起算して1年を経過した日」

このように解釈すると、A さんの場合、70歳を過ぎて、77歳になっていますが、平成29年8月1日に、はじめて老齢基礎年金の受給権を取得していますので、そこから1年を経過した平成30年8月1日以後に繰下げが可能となり、最長で「5年を超える期間」まで、繰下げができると解されます。

(3)繰下げ増額率は42%か、88%か?

それでは、繰下げたときの増額率、つまり増額される額は1月につき0.7%、最高で42%増なのでしょうか? それとも、昭和16年4月1日以前生まれの人が適用されていた年単位の繰下げ増額率で、最高で88%増なのでしょうか?

たいへん厚みのある本ですが、『国民年金法総覧 平成28年4月版』(社会保険研究所刊)の344頁を見ると、「平成12年政令第335号附則第2条」が記載されています。これを読むと、「昭和16年4月1日以前に生まれた者に対し支給する老齢基礎年金の額に係る支給の繰下げの規定により加算する額については、なお従前の例による」(筆者が一部文言を削除する)との規定があります。つまり、繰下げ増額率は、昭和16年4月1日以前生まれの人の繰下げ増額率が適用されると判断されます。

また、繰下げ増額率は、「平成12年政令第335号による改正前の国年令第4条の5」の規定にされており、次のようになっています(【図表4】参照、筆者が「率」を「増額率」と修正して表記)。



○【図表4】

当該年金の受給権を取得した日から起算して 当該年金の支給の繰下げの申出をした日までの期間	増額率
1年を超え2年に達するまでの期間	0.12
2年を超え3年に達するまでの期間	0.26
3年を超え4年に達するまでの期間	0.43
4年を超え5年に達するまでの期間	0.64
5年を超える期間	0.88

つまり、A さんの事例では、A さんは昭和15年4月2日生まれですので、繰下げ増額率は、最長の [5年を超える期間] において、支給の繰下げの申出をすると、最高の増額率 [0.88]、すなわち88%が適用されるということになります。

(4) 「5年を超える期間」で繰下げると、老齢基礎年金はいくらになるのか?

すでに述べたように、Aさんは、平成29年8月1日に、77歳で老齢基礎年金の受給権が発生し、その時点で年金を請求すると、

779.300円 (平成29年度価格) ×144月 (12年納付) /468 (加入可能月数)

=239,784.61円≒239,785円

となりますが、

5年を超えて、つまり、平成34年8月に、82歳で老齢基礎年金の繰下げ請求をすると、88%増しになり、【図表5】のようになります。

○【図表5】

779,300円×144月/468+779,300円×144月/468×0.88 (繰下げ増額率)

=239,784.61円+211,010.46円

≒450,795円

(昭和15年4月2日生まれなので、国民年金の加入可能月数は468月となる)

(5)70歳を過ぎても老齢厚生年金の繰下げはできるのか?

それでは、同じような加入歴の【事例B】(【図表6】参照)です。

Bさんは厚生年金保険だけに加入していました。Aさんと同じ生年月日で、単身の高齢者で(77歳)、男性です。

この場合、老齢厚生年金は繰下げできるのでしょうか? また、繰下げ増額率は平成16年4月1日以前生まれの増額率が適用されるのでしょうか?

あわせて、老齢基礎年金と同時に繰下げなければいけないのでしょうか、それとも一方の年金(老齢基礎年金)は繰下げ、他方(老齢厚生年金)は繰下げないという、別々の選択は可能なのでしょうか?

●【図表6】

事例 B

老齢厚生年金の受給権者、 70歳を過ぎても、繰下げはできるのか?

■昭和15年4月2日生まれ男性(Bさん)。現在は、自営業でアパート経営。独身。 平成29年8月1日現在、77歳。

35歳から47歳まで、12年間だけ会社勤めをし、厚生年金保険に加入。 あとは国民年金に加入するが、年金は将来どうなるかわからないと思い、滞納。

国民年金の保険料は納めなかった。

■平成29年8月1日に、受給資格期間の短縮により、老齢厚生年金と老齢基礎年金の受給権が発生。 アパート経営でそれなりに収入があるので、現在もそれなりに生活ができている。それならば、 少しでも多くの年金額にしようと考え、繰下げ受給ができるのか、金融機関の年金相談で尋ねる。 納付歴等は、以下のとおり。



平成19年4月1日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した人は、老齢厚生年金の受給権を取得した日から1年を経過した日 以後において、繰下げ支給の申出をすることができると規定されています(厚生年金保険法第44条の3)。

とくに生年月日の規定はないので、平成29年8月1日に老齢厚生年金の受給権の発生したBさんは、老齢厚生年金の繰下げ受給が請求できると解されます。

日本年金機構のHPにおいても、

- 「・昭和17年4月2日以後に生まれた方のほか、同日前に生まれた方で、高齢任意加入制度等を利用して平成19年4月1日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した方も対象になります。」
- 「・当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して1年を経過した日前に当該老齢厚生年金の請求をしていないこと。」

という記述がありますが、これはこのような解釈を前提にしているものと思われます。

(6) 老齢厚生年金の繰下げ増額率は?

老齢厚生年金の繰下げ増額率ですが、『厚生年金保険法総覧 平成27年10月版』(社会保険研究所刊) の472頁を見ると、「厚生年金保険法施行令第3条の5の2」(支給の繰下げの際に加算する額) の規定が掲載されています。

これを読むと、「厚生年金保険法施行令第3条の5の2」は1月につき1000分の7、つまり0.7%と規定されていることが理解できます。また、繰下げることができる期間も、最長で60月ということが記されています。したがって、最高の増額率は、0.7%×60月で、42%増額されるということになります。

老齢基礎年金のように、昭和16年4月1日以前生まれか、昭和16年4月2日以後生まれか、つまり生年月日によって、「増額率」が異なるという規定がないので、老齢厚生年金の繰下げ受給については、同じ「増額率」が用いられると認識しています。

したがって、【事例B】のBさんの場合、繰下げ請求はできますが、生年月日は昭和15年4月2日生まれで、昭和16年4月1日以前生まれですが、繰下げ増額率は、1月につき0.7%が適用され、受給権を取得した月(平成29年8月)から1年を経過した日以後、繰下げ請求ができると解されます。

なお、繰下げた期間のカウントの仕方ですが、受給権を取得した月から繰下げ受給の申出をした日の属する月の前月までの

Web版 Vol.48 (通巻693号) 2017. 3.15

05

月数 (60月が限度) と規定されています (厚生年金保険法施行令第3条の5の2)。この繰下げた期間に 「増額率」1000分の7を乗じて得た額が、繰下げ増加額となります。

(7) 老齢厚生年金と老齢基礎年金は同時に繰下げないといけないのか?

ところで、老齢厚生年金と老齢基礎年金を同時に繰り下げなければならないのか、ということですが、現行法では、そのような規定はありませんので、Bさんの場合、最高で88%の増額率となる老齢基礎年金は繰下げ受給をし、最高で42%の増額率にしかならない老齢厚生年金の受給は、受給権の発生した平成29年8月1日から繰下げ請求をしないで受給するという選択が可能です。

(8)繰下げるかどうかの意思を確認する! 受給が見込まれる老齢厚生年金と老齢基礎年金

受給資格期間の短縮の年金請求においても、老齢基礎年金、老齢厚生年金とも、繰下げるかどうかの意思を確認します。 平成29年2月24日付で、厚生労働省年金局事業管理課長から日本年金機構事業企画部門担当理事宛に発出された通知文 (「年管管発0224第5号」)によれば、「期間短縮年金請求書の受け付けにあたっては、次に掲げる事項について留意すること」 として、「施行日から最大5年間の支給の繰下げができることから、請求者の意思を確認すること。」と記されています。

【図表7】は、市役所におけるモデル様式の確認票です。

年金事務所では年金事務所ごとに、あるいは同様なモデル様式を用いて確認がとられるものと筆者は認識しています。

●【図表7】

<要件短縮 事前受付用>

【国民年金】老齢基礎年金 説明事項のご確認

● 年金の受取りに必要な加入期間

チェック ボックス	説明事項	
	加入期間が合わせて10年以上あり、施行日(平成29年8月1日)におい て受給権が発生します。	

● 年金の受取り

チェック ボックス	説明事項	
	年金の支払いは、受給権が発生した月の翌月分(平成29年9月分)からの 支払いとなります。	
	年金の初回振込は平成29年10月以降になります。 振替加算の支給の有無、支給額、支給停止について説明を受けました。	

● 年金の繰下げ (年金を遅く (増額で) 受け取る場合の注意事項)

	チェック ボックス	説明事項		
Γ		繰下げ請求を【希望する(歳 月で)・希望しない】ことを確認するとともに、繰下げにおける注意点の説明を受けました。		

● 選択(年金の権利が複数ある方の手続き)

チェック ボックス		
	受け取る年金の変更は、受給権が発生した月の翌月分(平成29年9月分) からとなります。(平成29年7月31日までの事前受付分に限ります。)	

● その他

内の手引き』(市区町村国民年金担当者用)〉

チェック ボックス	説明事項 振替加算が施行日(平成29年8月1日)において加算される場合、平成29 年8月1日~10日までに「生計維持関係現況書」の提出が必要になります。	
	「生計維持関係現況書」の提出がない場合、「生計維持なし」として決定 されます。	

上記について説明を受けました。 平成 年 月 日

氏名

| | 《【出典】: 平成 29 年 3 月 1 日~平成 29 年 7 月 31 日版『受給資格期間の短縮に係る年金請求のご案

最後に、繰下げ増額率について、事例で述べた内容を表でまとめておきましょう(【図表8】参照)。

●【図表8】

年金の種別	生 年 月 日	繰下げ増額率
老齢基礎年金	昭和16年4月1日以前生まれ	年単位(最高で88%増)
七 即	昭和16年4月2日以後生まれ	月単位(1月につき0.7%)
老齢厚生年金	生年月日に関係なく	月単位(1月につき0.7%)

(9) 『厚生年金保険法総覧』と『国民年金法総覧』の解説が始まる!

さて、筆者がいつも手元に置いて、参考にしている『国民年金法総覧 平成28年4月版』『厚生年金保険法総覧 平成27年 10月版』(いずれも社会保険研究所刊)ですが、その解説が、Web版『年金時代』で始まることになりました。

事前の登録をしておかなければいけないということですが、無料ですので、登録しておいて損はないと思います。

https://info.shaho.co.jp/nenkin_LP/

筆者もこの連載を楽しみにしています。

■ Ⅱ 受給資格期間の短縮で、老齢厚生年金の受給権が発生!

■ ~必ず、老齢厚生年金が優先支給になるのか~

(1)遺族厚生年金を受給していたC子さんに、 受給資格期間短縮で、老齢厚生年金と老齢基礎年金が発生!

遺族厚生年金を受給して、生活していたC子さんは、若い頃、会社勤めをした経験がありました。すでに遺族年金を受給しているので、今回の受給資格期間の短縮は、自分には全く関係がないと思っていました。

しかしながら、日頃より懇意にしている地元の金融機関の相談員が年金の加入期間を調べてくれたところ、会社勤めをした 5年間の分が、老齢厚生年金と老齢基礎年金として受給できることがわかりました。

その相談員からの問い合わせで、「C子さんの場合も、老齢厚生年金が優先支給になると説明して大丈夫ですか?」という質問が寄せられました。

C子さんの年金加入歴は、【事例C】(【図表9】) のとおりです。

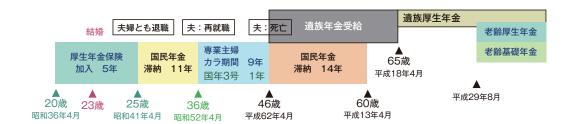
80

●【図表9】

事例 C

遺族厚生年金を受給中、受給資格期間の短縮で、 老齢厚生年金と老齢基礎年金の受給権が発生! 老齢厚生年金が優先支給か? それとも選択可能か?

- ■昭和16年4月2日生まれ女性(C子さん)。無職。単身生活。平成29年8月1日現在、76歳。
- ■短大卒業後、OLとして務める。会社で職場結婚。結婚後、2年が経ち、出産を契機に退職。
- ■夫婦で自営業をはじめる。事業は厳しく、国民年金保険料は納付せず。
- ■妻36歳のとき、夫は再びサラリーマンとして働きはじめる(厚生年金保険の被保険者)。
- ■妻が、46歳のとき、厚生年金保険の被保険者だった夫が在職中に急死。 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受給し、子育てに専念しながら、日々の生活を送る。
- ■遺族年金を受給中であったので、国民年金を納付しなければいけないという認識は全くなく、 国民年金の保険料は一切納めてこなかった。
- ■平成29年8月1日に、受給資格期間の短縮により、老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給権が発生することが金融機関の年金相談でわかる。この金融機関の相談員から、「老齢厚生年金が優先支給になる、と説明して大丈夫ですね」という問い合わせがありました。納付歴等は、以下のとおり。



(2) C子さんの老齢厚生年金と老齢基礎年金の受給資格期間を確認!

【事例C】のC子さんの受給資格期間を確認すると、次のとおりとなり、受給資格期間の短縮により、老齢厚生年金と老齢基礎年金が受給できることがわかりました。

厚生年金保険加入 + 専業主婦 (カラ期間) + 専業主婦 (国年3号) =15年≧10年 (5年) (1年)

(3) C子さんの現在受給している遺族年金、 受給が見込まれる老齢厚生年金と老齢基礎年金

C子さんの現在受給している遺族年金は、遺族厚生年金で、報酬比例部分が約60万円、経過的寡婦加算が約29万円で、合計で約89万円です(平成29年度価格、新年度の年金額については、2月号をご参照ください。)。

http://kurassist.jp/nenkin-kouhou/vol47/pro-lecture/pro-lecture-01.html#pro-jump

また、加入していた5年間分の老齢厚生年金は約5万円、老齢基礎年金(厚年の5年間分と国年第3号被保険者期間の1年間分)は約11万6千円と試算されました。

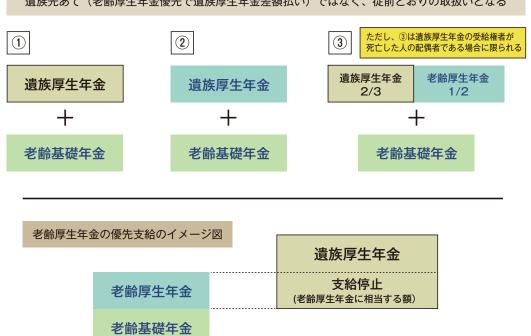
(4) C子さんの場合は、老齢厚生年金の優先支給ではなく、選択となる

さて、受給権者がC子さんのように昭和16年4月2日生まれ、すなわち、昭和17年4月1日以前に生まれた人で、平成19年4月1日前に遺族厚生年金が発生した場合には(C子さんはこの事例に該当)、ご本人の老齢厚生年金が優先支給されるのではなく、言葉を換えると、遺族先あて(老齢厚生年金優先で遺族厚生年金差額払い)ではなく、以下の①②③のいずれかを選択をする取扱いになっています(C子さんのような事例の場合)(【図表10】参照)。

●【図表10】

受給権者が昭和17年4月1日以前に生まれた人で、 平成19年4月1日前に遺族厚生年金が発生した場合

遺族先あて(老齢厚生年金優先で遺族厚生年金差額払い)ではなく、従前どおりの取扱いとなる



C子さんの場合には、①を選択することになると、筆者は考えます。 なお、手続きのうえでは、[年金受給選択申出書]を提出することになります。

C子さんは、金融機関の相談員のおかげで、受給資格期間の短縮により、従来の遺族厚生年金だけでなく、老齢基礎年金の年金額を受給できるようになることになります。

■ Ⅲ 老齢年金と通算老齢年金では年金コードが異なる!

受給資格期間の短縮で、旧法の年金の名称を耳にすることがあると思います。「老齢年金」と「通算老齢年金」は、名称が似ていますが、内容は違います。

今回の受給資格期間の短縮で、旧法の該当者に、黄色の封筒で<mark>短縮」年金請求書</mark>が届くのは、「<mark>通算老齢年金請求書</mark>の」であって、「<mark>老齢年金請求書</mark>の」ではありません。

また、旧国民年金法、旧厚生年金保険法ごとに、「老齢年金」と「通算老齢年金」があります。【年金コード】も違います。【**図表** 11】で主なものだけ確認しておきましょう。

○【図表11】

年金制度	年金の種別	年金コード
旧国民年金法	老齢年金(26・76条)	0120
	通算老齢年金	0520
旧厚生年金保険法	老齢年金	0130
口序土牛並休陜/広	通算老齢年金	0230

本稿 $I \cdot II \cdot II$ を執筆するにあたり、『事例でレベルアップ 年金相談 Q & A 』(社会保険研究所刊) の執筆者の一人である伊東晴太先生より、事例や資料について多大なご示唆をいただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。